

# 平成14年度事業活動計画

平成14年3月20日

日本商工会議所

わが国経済は、金融機関の不良債権処理の進展に伴う信用収縮の拡大とともに、緊縮財政方針が維持される中、高水準で推移する倒産件数や史上最悪の雇用情勢に加え、個人消費も低迷し続けるなど極めて厳しい状況にある。また、経済のグローバル化と後発国の追い上げにより、国際競争が激化する中で、地域産業、とりわけ中小製造業の空洞化の問題が深刻化しており、地域経済や中小企業の足元の景況はかつてない厳しいものとなっている。

一方、現在のわが国は、経済構造改革、税制・財政構造改革、社会保障・医療制度改革、教育改革、司法制度改革、街づくりの推進、地球環境問題、少子高齢化社会への対応等経済活動や社会生活などあらゆる分野において大きな変革を迫られている。強い日本経済の枠組みを再構築するためには、構造改革は避けて通れない課題であるが、構造改革の手順を誤ればデフレの深刻化により景気はさらに落ち込み、わが国産業の活力源として懸命に経営努力を続ける意欲ある中小企業まで存続の危機に追い込み、経済のダイナミズムを喪失させかねない。

平成14年度においては、日本商工会議所会頭と全国商工会議所会頭等役員との緊密な意見交換を行い、『「健康な日本」の創造』に向けて、次の4点を重点課題として、全国の商工会議所と一体となって取り組むこととする。

## 1. 「政策提言活動の強化と実現能力の向上」

地域経済社会の代弁者として、全国商工会議所会員のパワーを結集し、景気対策や税制等の政策課題について迅速・的確な政策提言活動を展開するとともに、中小企業や地域の声を国や地方自治体の政策に反映するべく、全国の商工会議所を挙げて要望実現に向けて行動する。

## 2. 「中小企業の金融、経営革新・創業、国際化、IT化等の支援」

わが国経済のダイナミズムの源泉である中小企業の経営革新・創業・転業、国際化、IT化を強力に支援するとともに、構造改革に伴う負荷を回避しうるよう金融等セーフティネット制度の活用を促進するなど、地域中小企業の「かけこみ寺」としての商工会議所の機能を強化する。

## 3. 「地域産業空洞化問題への対応と地域産業の再生」

急激に進行する地域産業の空洞化、とりわけ中小製造業の空洞化問題の解決、および地域産業の再生に向けて、各地の実態や抱える課題について調査研究し、その対策、要望事項などについて、全国商工会議所の総力を挙げて取り組む。

## 4. 「市町村の合併推進役としてのリ・ダ・アップの発揮と商工会議所等の広域連携・合併推進」

地方分権の進展に対応し、効率的で活力ある地域経済社会を実現するため、市町村の合併を推進するとともに、それに先駆けて商工会議所自らが同一経済圏の商工会議所および他の経済団体との広域連携・合併を推進する。

また、上記重点課題を含め、日本商工会議所は、下記の諸事業を強力に推進する。

**．全国商工会議所の総力を結集した迅速・的確な政策提言活動の展開**

- 1．「健康な日本」の創造に向けて、日本商工会議所会頭と全国商工会議所会頭等役員との緊密な意見交換を行う。
  - (1) 会頭・副会頭会議、常議員会、議員総会での活発な討議
  - (2) 各ブロックにおける日本商工会議所会頭との懇談会の開催
  - (3) 中小都市商工会議所懇談会の開催
  - (4) 「日商ニュースファイル」(電子メールの直接送信による全国商工会議所会頭・副会頭への情報提供サービス)の積極的な活用(対象範囲の拡大等)
  
- 2．極めて深刻な経済状況のもと、一刻も早い景気回復を図り、中小企業が活力ある成長発展を遂げられるよう、大胆な経済運営の実現に向けた意見・要望活動を行い、その実現を図る。そのため、委員会、小委員会活動の活性化により調査研究機能を強化し、タイムリーな意見集約を図る。
  
- 3．構造改革の推進と活力ある経済社会の実現に向け、今後のわが国の国家運営、社会・経済運営、企業経営等について調査・研究し、政策提言を行う。
  - (1) 経済活性化のための抜本的な税体系の見直し、国・地方を通じた税体系の再構築、財政構造のあり方等について調査・研究し、商工会議所としての考え方をとりまとめ、提言・要望活動を行う。
  - (2) 規制改革、地方分権、特殊法人等改革など行政改革に関する諸問題について調査・研究し、必要に応じ意見・要望活動を行うとともに、官から民への事務・事業の移譲のあり方とその受け皿づくりに関する研究を行う。
  - (3) 地方が真に自立し、地域間競争に勝ち抜いていくためには市町村合併の推進が不可欠であることから、合併に積極的な役割を果たしていくため、次の活動を展開し、市町村の合併の推進を図るとともに、市町村合併に先駆けての商工会議所等の広域連携・合併の取り組みを支援する。

「行財政改革特別委員会」において、市町村合併の推進とそれに向けた商工会議所の取り組みの重要性について普及・啓発に努めるとともに、「商工会議所行動計画」を策定する。

各地商工会議所会頭を対象とした「市町村合併等推進セミナー(仮称)」を開催し、市町村合併の推進に向けた意識の醸成を図るとともに、商工会議所等の広域連携・合併への取り組みを紹介する。

(4) 商法における会社法制の改正に関し、改正内容の周知に努めるとともに、今後、改正の検討が予定されている社外取締役の選任義務、経営委員会制度、株券失効制度、株主総会招集手続の緩和等について、引続き法制審議会の動向を注視しつつ研究を行い、企業経営の実態に即した改正が図られるよう、意見・提言を行う。

また、民事再生法、会社更生法、破産法等の倒産法制見直しの動向等に対応するため、調査・研究・提言を行う。

(5) 国際基準に対応した日本の企業会計基準の設定に向け、(財)財務会計基準機構への参画を通じて協力を行うとともに、中小企業における会計基準の適用に関し、調査・研究を行う。

(6) 労働法制の改正等に対する中小企業の円滑な対応を支援するため、引続き、法制度等の周知、啓発を図るとともに、有期労働契約の見直し、労働者派遣事業や職業紹介事業の一層の規制緩和などの雇用システム改革や、解雇ルールなどの新たな課題への対応策について検討する。

(7) 少子高齢化問題、エイズ等の健康問題、体育・スポーツ振興、ボランティア活動など国民の生活・福祉・健康に係る諸問題について調査・研究、情報収集・提供等を行う。

(8) 年金・医療・介護等の社会福祉に係る諸問題について調査・研究を行うとともに、「社会保障問題小委員会」において、社会保障制度改革の方向について検討を行い、必要に応じ意見・提言を取りまとめる。特に、平成14年度においては、公的年金制度について平成16年度改革に向けての議論が本格化することから、将来にわたり持続可能な制度に再構築するための提言・要望活動を行う。

(9) 教育改革の具体的方策や商工会議所をはじめとする地域の協力のあり方等について、「教育問題小委員会」において研究を行うとともに、必要に応じ意見・要望活動を行う。また、学校週5日制および新学習指導要領の導入に伴い、教育機関と連携した体験学習などを推進するため、各地商工会議所の活動事例を調査・研究する。

(10) 温室効果ガス削減の義務化の動きや環境税導入の論議等地球温暖化をめぐる諸問題に関し調査・研究を行い、必要に応じ意見・提言を行うとともに、国内外の動向について広く周知を図る。

4. 全国商工会議所の総力を結集して、意見・提言の実現に努めるとともに、要望等の実現状況や成果を地域社会に広く周知する。

また、事業活動の内容や成果について幅広くPRするとともに、商工会議所の役割と存在意義を強くアピールするため、マスコミに対するパブリシティ活動のほか、日本商工会議所や各地商工会議所の事業活動をホームページ上の「ニュースライン」に掲載するなど、イン

ターネットによる情報発信を有効かつ積極的に推進する。

- 5．L O B O（早期景気観測）調査の調査対象地域、数の拡大など調査内容の充実を図りつつ、景気動向の一層の迅速かつ的確な把握に努め、政策提言活動に活用する。

### **．多様で活力ある中小企業の成長・発展、セーフティネットの整備・拡充**

- 1．中小企業の活力増進を図るため、事業承継税制をはじめ中小企業関連税制のより一層の改善を目指す。また、引続き法人事業税の外形標準化を阻止すべく、全国商工会議所を挙げて署名活動を行うなど、反対運動を強力に展開する。
- 2．意欲ある中小企業の経営基盤の強化、創業の促進、経営の革新を推進するため、政府施策の迅速な実施および普及推進を図るとともに、次の活動を積極的に展開する。
  - ( 1 ) 中小企業の資金調達の円滑化を図るため、セーフティネット保証やセーフティネット貸付等、多様化された資金調達手段について、調査・研究および情報提供を行う。
  - ( 2 ) 小企業等経営改善資金融資（マル経）制度の推薦方法や事故防止対策、売掛金債権担保融資制度や新創業融資制度の利用促進等を図るため、中小企業金融に関する研修会を開催する。
  - ( 3 ) 地域・中小企業の情報発信活動を支援する「インターネット活用情報交流事業」、P O M（経営相談時点情報管理）システムおよび外部データベースの効果的な活用を図る「支援体制強化情報ネットワーク整備推進事業」等、経営改善普及事業における情報ネットワーク活用推進施策に関する研修会を行うとともに、より実効をあげるための調査・研究を行う。
  - ( 4 ) 新規創業や中小企業の経営革新を支援するため、次の事業を展開する。

各地商工会議所が行う「創業・経営革新講座」の効果的な実施を図るため、経営指導員等を対象に、創業予定者等のビジネスプラン作成支援に関する研修を行う。

創業予定者を対象に短期集中研修（創業塾）を開催するとともに、地域中小企業支援センターを設置する商工会議所と連携を図りながら、各地商工会議所が創業予定者や経営革新に取り組む中小企業に対しきめ細かな相談・支援等を行えるよう、環境整備を図る。
  - ( 5 ) 大学・高専、公設試験研究機関などと中小企業とのネットワークを構築するために各地商工会議所が行う産学官連携事業を支援するため、T L O（Technology Licensing

Organization: 技術移転機関) 協議会へ参画するとともに、T L Oの動向等に関する情報提供等を行う。

- ( 6 ) 技術開発力を有する中小企業を活性化し、独自性のある事業活動の促進に資するため、S B I R ( 中小企業技術革新 ) 推進協議会と連携し、S B I R 制度に関する普及・啓発、情報の収集・提供等を行う。
- ( 7 ) 中小企業を支援するための商工会議所独自事業を研究・開発し、実施する。
- 3 . 不良債権処理の促進やペイオフ解禁など、金融分野における環境変化が中小企業におよぼす影響や中小企業の対応策などについて調査・研究し、必要に応じ意見・提言等を行う。  
また、中小企業経営者が行う企業債務に対する個人保証に関し、破産法制や税制面における問題点等について、調査・研究を行う。
- 4 . 倒産を未然に防止するために、倒産防止特別相談事業の効果的な推進を図るとともに、経営の安定に資する情報の収集・提供を行う。
- 5 . 地域における雇用のミスマッチ解消に資するため、商工会議所の職業紹介事業の推進など、人材移動の円滑化を促進する具体的な事業の方策について検討し、実施に向けた環境整備に取り組む。
- 6 . 中小企業取引に係る A D R ( 裁判外紛争処理制度 ) の普及・啓発を行うため、A D R に関するフォーラムの開催、弁護士等による移動相談の実施、仲裁体制の整備 ( 仲裁人リストの整備 ) を推進するとともに、各地商工会議所向けの標準処理要領の普及を図る。
- 7 . 不公正な取引など中小企業をめぐる厳しい取引環境の改善を図るとともに、商取引に係る紛争処理の円滑化に資するため、各地商工会議所等における中小企業取引に関する苦情・相談等に関する調査・研究を行う。
- 8 . 保険の自由化や総合保険の導入に対応するため、P L 保険制度全体について見直しの検討を行うとともに、同保険制度の普及と加入の促進を図る。
- 9 . 確定給付企業年金法および確定拠出年金法の施行に伴い、企業年金や退職金制度、ライフ・プランニング、投資などに関する中小企業等の理解を深めるため、平成 1 3 年 9 月に設立した「商工会議所年金教育センター」と連携し、年金・退職金セミナー用の教材の開発や講師等の養成を図るなど、商工会議所の年金・退職金関連事業を支援する。
- 10 . 循環型社会の形成促進を図るため、中小企業が実施する容器包装の再商品化事業について、引続き、( 財 ) 日本容器包装リサイクル協会からの受託業務を円滑に推進する。

11．平成14年度後半から15年度にかけて登録更新手続きが行われるサービスマークに関し、その周知・広報およびマーク使用等に関する証明書の円滑な発給へ向け、商工会議所の体制整備を図る。

### ・地域産業空洞化問題への対応と総合的な街づくりの推進

1．グローバル化の進展、賃金等の生産・流通コストの格差によるわが国企業の海外流出、輸入品の急増などにより、地域産業が空洞化しつつあるが、空洞化はモノづくり継承の困難、雇用の悪化、地域活力の減退等を招いており、その克服は喫緊の課題であることから、「地域産業空洞化問題特別委員会」において、関係者からのヒアリングや内外の実態調査を踏まえ、産業構造審議会、産業競争力戦略会議ほか政府・政党等における検討内容との緊密な連携を図りつつ、商工会議所としての空洞化対策、国・地方自治体への要望事項等について、地域の観点に立った調査・研究を行う。

2．各地における街づくり、地域振興の推進を支援するため、次の事業を展開する。

(1)「街づくり推進小委員会」において、ユニバーサル・デザインの考え方に沿ったハード・ソフト事業、コミュニティ・ビジネスの振興、NPOとの連携などをテーマに、街づくりの促進の方策について調査・研究を行う。

(2)各地商工会議所職員や地方自治体職員等を対象に、街づくりにおける交通体系のあり方などをテーマとした「地域振興セミナー」を開催する。また、地域の街づくりに参画する大学による情報交換の場として「街づくりインターカレッジ(仮称)」を開催し、地域や学校と商工会議所の連携強化を図る。

(3)各地域のTMO活動の推進や計画的な土地利用・条例制定の促進のため、「TMO協議会(タウンマネジメント推進協議会)」や「まちづくり条例研究センター」の運営に参画する。

(4)街づくり・地域振興に取り組む各地商工会議所を支援するため、地域活性化事業の担当職員をメンバーとする「地域活性化事業研究会(仮称)」を設置し、各地における取り組み事例などに関する情報収集・提供を行う。

3．電源立地地域の振興を図るため、電源立地推進調整等事業を継続的に実施するとともに、電力生産地・消費地間の意識格差の解消と相互理解を目的としたシンポジウムや視察会等を開催する。

4．「観光委員会」において、産業視察観光の推進、外国人観光客の誘致など、都市型観光の振

興策について検討する。

5. 各地域の街づくりや地域振興への取り組みを支援するため、ホームページの「街づくり情報ナビゲーター」の充実を図るとともに、各地商工会議所の地域振興・街づくり担当職員等を対象とした研修会・視察会等を開催する。

### **・経済のグローバル化に対応した国際交流の促進と中小企業等の国際化支援**

1. 各地商工会議所や会員企業等のニーズに応じた各種経済ミッションの派遣および諸外国からの経済ミッション等の受け入れを通じ、経済交流の促進、相互理解と友好親善に努める。  
二国間・多国間経済委員会等の活動については、内容面での充実を図るとともに効率的な運営に努める。
2. 中国、台湾のWTO（世界貿易機関）加盟や日本ASEAN包括的経済連携構想の推進など、わが国との経済協力関係の深化が重要となってきたASEANおよび東アジア地域との広範な連携を強化するため、新たな協力関係を構築する。
3. WTO新ラウンドやAPEC（アジア太平洋経済協力会議）の活動、FTA（二国間自由貿易協定）への対応、わが国のODA（政府開発援助）のあり方等国際経済問題に関する調査・研究を行う。
4. 世界各国の商工会議所会員企業、各国政府、各国大学等研究機関の三者による産官学交流を促進し、新たな事業機会や技術の創出を図るための交流会の実施について研究する。
5. インド、パキスタン、スリランカが日本との国交樹立50周年、バングラデシュが30周年を迎えることから、政府主導の記念事業に対し、民間サイドとしての協力をを行う。
6. 中小企業の国際化を支援するため、日系企業の多いアジア地域の日本人商工会議所等との有機的な連携を強め、地元政府等への意見・要望活動を行うなど、海外進出日系中小企業が経営活動上で直面している諸問題の解決に努める。
7. 地域経済の雇用創出や活性化につながる国内各地域への外資の受入れや、国際会議・イベント等の誘致活動に対し支援を行うとともに、国際交流活動に関する情報・ノウハウの収集・提供を行う。
8. 貿易証明業務の標準化と円滑な運営を図るため、貿易証明運営委員会や担当者研修会を開催するほか、インターネットを活用して積極的に情報提供を行う。  
また、貿易の円滑化を図るため、国際商業会議所日本委員会、（社）国際商事仲裁協会など

関係団体等との連携を一層強化する。

### ・ I T時代に相応しい商工会議所の情報武装化の充実

- 1．電子商取引の拡大や行政手続の電子化等に対応し、中小企業における電子証明書の利用を促進するため、電子署名法に基づく特定認証業務の認定を受け、事業所等の役員・従業員を認証し電子証明書を発行する「日本商工会議所ビジネス認証サービス(仮称)」事業の創設に向けた準備を進める。あわせて、各地商工会議所に対し、電子署名・認証の概要および電子政府・自治体の動向等に関する情報提供を行う。
- 2．商工会議所164万会員企業のビジネスサポートを行うため、平成12年9月に立ち上げたビジネスポータルサイト「Chamber Web」のコンテンツの充実を図る。
- 3．各地商工会議所が会員等中小企業向けに実施する情報化セミナー・研修を積極的に支援するため、研修カリキュラムや教材の開発・提供、講師の育成および派遣の斡旋等を行う。  
また、中小企業等への実践的な指導が可能となるよう、各地商工会議所職員の情報リテラシーの向上を図るための研修会を開催する。
- 4．中小企業等に対し、I Tの初歩的な操作方法や活用方法の指導と支援を担当する「I Tヘルパー」養成のため、「I Tヘルパー認定制度(仮称)」のモデル実施を進めるとともに、全国の商工会議所における事業化を研究する。
- 5．商工会議所におけるI T関連の事業化の促進のため、「商工会議所I T小委員会」および「商工会議所I T研究会」において、商工会議所の保有する情報の活用策や新たに取り組むべき情報化支援事業等について研究を行う。
- 6．企業・消費者間取引におけるA D Rの整備、取得事業者に対する付加サービスの提供等により「オンラインマーク制度」の充実を図るとともに、オンラインマークの一層の普及に努める。  
また、国際間のオンライン取引における消費者保護およびビジネス環境の整備を図るため、同様の制度を実施している諸外国の関係機関と連携し、「国際トラストマーク制度」の運用を開始する。
- 7．現行のT O A S(トータルO Aシステム)をバージョンアップした新たな「T O A S / W e b版」の提供およびその普及を図るとともに、研修教育体制の充実、マニュアルの提供等により、各地商工会議所における円滑な導入・移行を強力に支援する。
- 8．各地商工会議所における情報基盤の整備を積極的に支援するため、パソコン等情報機器の



更新、新規導入を検討している商工会議所を対象とした一括購入の斡旋を行う。

9．流通分野のIT化・物流効率化などを促進するため、各地商工会議所と協力し、JANメーカーコードの登録受付業務を実施するとともに、POS（販売時点情報管理）システムの一層の普及促進を図る。

10．IT時代に対応した検定試験を推進するため、次に掲げるインターネットを活用した試験、学習の仕組みを展開する。

(1) 商工会議所検定試験ホームページについて、企業の評価や合格者の声を盛り込む等、コンテンツの充実に努めるとともに、インターネットを活用した学習の仕組み(WBT: Web Based Training)を研究し、早期導入を図る。

(2) インターネットを活用した試験実施を前提としたビジネス英語に関する新規検定を開発する。

(3) キーボード操作技能認定試験について、インターネットを活用した試験への移行を図る。

### **．全国商工会議所の組織・財政基盤強化と交流、合併・連携の支援**

1．各地商工会議所事業・運営等の先進事例のイントラネットによる紹介をはじめ、各地商工会議所からの各種相談への的確かつ速やかな対応を通じて、各地商工会議所の運営・事業活動を支援する。

2．各地商工会議所の運営や事業活動の実施の円滑化に資するため、「運営小委員会」において、アクションプログラムのフォローアップを行うとともに、運営面・事業面・法制面の諸課題等について、引続き多面的に検討し、具体化に努める。

3．商工会議所等の広域連携・合併問題を検討する際の参考となるよう、商工会議所等の合併の諸手続などに関するマニュアルを作成する。あわせて、合併円滑化のため、商工会議所法改正について調査・研究を行う。

4．商工会議所検定試験の職業資格としての注目度を高め、検定試験としてのさらなる質の向上を図るため、各地商工会議所の協力を得ながら次の活動を展開する。

(1) 次の事業を通じ、時代のニーズに対応した各種検定試験の内容・制度の改善を行うとともに、企業に対する働きかけやPR活動を積極的に行う。

検定試験を社会のニーズによりマッチさせるために、現行検定試験の制度改善を引続

き実施する。特に、珠算（そろばん）検定については、試験制度を大幅に改正し、新たな実施方法等を適用する初年度であることから、日本珠算連盟とともに受験者数の拡大に向けた活動を展開する。

検定試験の職業資格としての評価をより高めていくため、各地商工会議所とともに毎年4月と9月に実施している「PR月間」において、企業を対象とした広報活動等のより一層の積極的な展開を図る。

受験者サービスの一環として実施している検定情報ダイヤル（ハローダイヤル）サービスを引続き提供するとともに、具体的な試験内容等の照会に対応するため、商工会議所検定試験ホームページのアドレスをあわせて案内する。

(2) 検定試験問題について漏洩疑惑を招くことのないよう、平成13年9月に制定した「商工会議所検定試験に係る管理規則」に基づく各種検定試験の従来以上の厳正公正な施行により、社会的信用の維持・向上に向けた検定試験の施行体制を一層強力に確立する。

5. 各地商工会議所の財政基盤強化に資するため、会員サービス事業について、既存事業の普及・推進に努めるとともに、新規事業の開発を検討する。

6. 「介護・福祉サービスに関するワーキンググループ」において、介護・福祉分野における情報ディレクトリーの活用や、元気な高齢者が自立的な生活を営むための環境整備等に関する各地商工会議所の取り組み事例について、情報収集・提供等を行う。

7. 各地商工会議所青年部・女性会等の活動を積極的に支援するとともに、全国商工会議所青年部連合会および全国商工会議所女性会連合会の事業および組織のより一層の強化を図る。

8. 商工会議所活動をPRし、商工会議所の存在意義を世間に広く周知するため、次の活動を展開する。

(1) 「広報特別委員会」において、商工会議所広報活動のあり方、強化策、月刊誌「石垣」の編集方針等について検討する。また、「日商広報部と『石垣』寄稿者との懇談会（仮称）」の開催を通じ、「石垣」と「会議所ニュース」の内容の一層の充実を図り、購読者を拡大する。

(2) 商工会議所活動のPRや商工会議所に対する認識を深めるための会報づくりに資するため、「所報サービス」や各地商工会議所職員を対象とした研修会の開催など、商工会議所の広報活動への支援強化に努める。

9. 各地商工会議所役職員の能力開発、人材育成を支援するため、「人事考課モデル規程」の普

及・啓発を図る。また、日本商工会議所と各地商工会議所の職員交流研修を行うとともに、「商工会議所福利研修センタ - ( カリアック )」の積極的な活用を通じて研修の充実を図る。

特に、各地商工会議所職員の政策対応力の向上に資するため、「商工会議所政策・調査担当職員研修会」を開催し、商工会議所が直面する政策関連諸課題、各種調査に係る情報収集とその分析方法、意見・提言の取りまとめ方等に関する研修を行う。

10．各地商工会議所間、日本商工会議所と各地商工会議所間における情報の相互交流、意見交換等の環境整備を図るため、イントラネットや電子会議室等の充実を図る。

また、会員総会等諸会議の案内、出欠・委任状等の提出について、引続き、電子認証制度の普及状況を踏まえつつ、イントラネット、電子メール等の利用を促進する。

11．事務局の電子起案・決裁システムを整備・構築し、日本商工会議所が各地商工会議所のモデルオフィスとしての機能を果たすことにより、商工会議所の一層の情報化を推進する。

以 上